



島根県報

平成27年 4月28日 (火)

第 2,694 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	2

【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	(税 務 課)	3
財務会計システムの運用支援等に関する業務に係る随意契約の相手方等	(会 計 課)	3

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		4
---	--	---

告 示**島根県告示第337号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
浜田東部地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
防六池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
浜田東部地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
福光地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所
福光地区用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所
安田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所
大吉田地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所
立河内地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場
立河内地区農用地保全施設整備事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	吉賀町役場

島根県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
江津市有福温泉町本明1319、1320－1、1320－2、1321－3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 4月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4月 1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 山下 彰

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

43,649,280円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 4月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

財務会計システムの運用支援等に関する業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県出納局会計課財務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 山陰支社長 山下 彰
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
31,676,400円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年5月1日から施行する。

平成27年4月28日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

薬価基準に記載されている医薬品の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果による投与に係る薬剤料の項の次に次の1項を加える。

食品

ビフィズス菌 0.5グラム1包につき 238円